

2 学校いじめ防止基本方針

霧島市立大田学校

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--|--|---------------------|---|--|---|--|-------|--|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">社会の要請・法制定の意義</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものではなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたつての直面する課題である。 いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。 日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</td></tr> </table> | 社会の要請・法制定の意義 | いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものではなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたつての直面する課題である。 いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。 日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">学校 教育 目 標</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">生きる力を備え、夢に向かう大田の子どもの育成</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">目指す子ども像</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: left;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で、体魄つくりに努める子ども（体） ・ 見通しをもち、主体的に学ぶ子ども（知） ・ 礼儀正しく、思いやりのある子ども（徳） </td></tr> </table> | 学校 教育 目 標 | 生きる力を備え、夢に向かう大田の子どもの育成 | 目指す子ども像 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で、体魄つくりに努める子ども（体） ・ 見通しをもち、主体的に学ぶ子ども（知） ・ 礼儀正しく、思いやりのある子ども（徳） | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">本校の実態</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">緑豊かな山野、一年を通して豊かな水量を誇る霧島川など、すばらしい自然環境の中にあり、「誰にでも元気良くあいさつができる子供」「花いっぱいの学校」「読書をがんばる」を学校自慢としている。 「5つの誓い」を立て、規則正しい学校生活を送れるよう、努力している。</td></tr> </table> | 本校の実態 | 緑豊かな山野、一年を通して豊かな水量を誇る霧島川など、すばらしい自然環境の中にあり、「誰にでも元気良くあいさつができる子供」「花いっぱいの学校」「読書をがんばる」を学校自慢としている。 「5つの誓い」を立て、規則正しい学校生活を送れるよう、努力している。 |
| 社会の要請・法制定の意義 | | | | | | | | | | |
| いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものではなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたつての直面する課題である。 いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。 日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。 | | | | | | | | | | |
| 学校 教育 目 標 | | | | | | | | | | |
| 生きる力を備え、夢に向かう大田の子どもの育成 | | | | | | | | | | |
| 目指す子ども像 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で、体魄つくりに努める子ども（体） ・ 見通しをもち、主体的に学ぶ子ども（知） ・ 礼儀正しく、思いやりのある子ども（徳） | | | | | | | | | | |
| 本校の実態 | | | | | | | | | | |
| 緑豊かな山野、一年を通して豊かな水量を誇る霧島川など、すばらしい自然環境の中にあり、「誰にでも元気良くあいさつができる子供」「花いっぱいの学校」「読書をがんばる」を学校自慢としている。 「5つの誓い」を立て、規則正しい学校生活を送れるよう、努力している。 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</td></tr> </table> | いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定 | 【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。 </td></tr> </table> | いじめ防止に関する基本的な考え方・理念 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">市いじめ問題対策連絡協議会・市教委附属機関・市再調査機関</td></tr> </table> | 市いじめ問題対策連絡協議会・市教委附属機関・市再調査機関 | | | |
| いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定 | | | | | | | | | | |
| 【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 | | | | | | | | | | |
| いじめ防止に関する基本的な考え方・理念 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。 | | | | | | | | | | |
| 市いじめ問題対策連絡協議会・市教委附属機関・市再調査機関 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">家庭・地域との連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA ・ 民生委員 ・ 学校評議員 </td></tr> </table> | 家庭・地域との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA ・ 民生委員 ・ 学校評議員 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">大田小学校いじめ対策委員会</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。 1 日常的な事例研修会（心の教育推進委員会）【全職員】（月1回以上） 2 事案に応じた関係者の会【担任、校長、教頭】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、PTA役員】（適宜） 4 専門家を加えた会【3に加え、スクールカウンセラー（いじめ相談員）】（適宜）</td></tr> </table> | 大田小学校いじめ対策委員会 | 本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。 1 日常的な事例研修会（心の教育推進委員会）【全職員】（月1回以上） 2 事案に応じた関係者の会【担任、校長、教頭】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、PTA役員】（適宜） 4 専門家を加えた会【3に加え、スクールカウンセラー（いじめ相談員）】（適宜） | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">関係機関との連携等</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題対策支援室（相談者への助言や学校への指導） ・ カークはしサポーター（不登校等の学校不適応の状況に応じた個別支援） ・ スクールソーシャルワーカー（SSW） ・ スクールカウンセラー（SC） ・ 警察・交番 ・ 市こども・くらし相談センター ・ 県中央児童相談所 </td></tr> </table> | 関係機関との連携等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題対策支援室（相談者への助言や学校への指導） ・ カークはしサポーター（不登校等の学校不適応の状況に応じた個別支援） ・ スクールソーシャルワーカー（SSW） ・ スクールカウンセラー（SC） ・ 警察・交番 ・ 市こども・くらし相談センター ・ 県中央児童相談所 | | |
| 家庭・地域との連携 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA ・ 民生委員 ・ 学校評議員 | | | | | | | | | | |
| 大田小学校いじめ対策委員会 | | | | | | | | | | |
| 本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。 1 日常的な事例研修会（心の教育推進委員会）【全職員】（月1回以上） 2 事案に応じた関係者の会【担任、校長、教頭】 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、PTA役員】（適宜） 4 専門家を加えた会【3に加え、スクールカウンセラー（いじめ相談員）】（適宜） | | | | | | | | | | |
| 関係機関との連携等 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題対策支援室（相談者への助言や学校への指導） ・ カークはしサポーター（不登校等の学校不適応の状況に応じた個別支援） ・ スクールソーシャルワーカー（SSW） ・ スクールカウンセラー（SC） ・ 警察・交番 ・ 市こども・くらし相談センター ・ 県中央児童相談所 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【いじめの防止】</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめに繋がる恐れのある児童間のトラブルを防ぐために、日頃から入念に児童の様子を観察し、適切な声かけを行う。 ・ 児童の取組： トラブルが発生した場合は、双方の心にしこりが残らないよう、迅速かつ適切に和解できるよう指導・助言を行う。 ・ 保護者の取組： 家庭でのふれあいの中で子どもの様子を注意深く観察するとともに、日頃の学校での様子を語る機会を確保する。 ・ 地域の取組： 地域行事等を積極的に行い、児童間の交流を深めさせる。それらを通して、児童間の様子を観察し、トラブルの防止に努める。 </td></tr> </table> | 【いじめの防止】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめに繋がる恐れのある児童間のトラブルを防ぐために、日頃から入念に児童の様子を観察し、適切な声かけを行う。 ・ 児童の取組： トラブルが発生した場合は、双方の心にしこりが残らないよう、迅速かつ適切に和解できるよう指導・助言を行う。 ・ 保護者の取組： 家庭でのふれあいの中で子どもの様子を注意深く観察するとともに、日頃の学校での様子を語る機会を確保する。 ・ 地域の取組： 地域行事等を積極的に行い、児童間の交流を深めさせる。それらを通して、児童間の様子を観察し、トラブルの防止に努める。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【いじめの早期発見】</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： 休み時間を含め、日常の児童の表情や児童間の関わりを注意深く観察する。日記指導等を通して児童間の関わりに関する情報を収集する。 ・ 児童の取組： 友達の表情や言動から、いじめやいじめが懸念される事案に気付いたら、すぐに担任や保護者に相談する。学級活動で学級内のいじめやトラブルについて話し合う。 ・ 保護者の取組： 上記のいじめの防止に加え、子どもの体調管理（外部から見えないところに怪我等はないか等）を入念に行い、被害者・加害者となっていないか聞き取りを行う。また、金銭面の管理をしっかりと行わせる。 ・ 地域の取組： 学校訪問時や地域行事等の際に、児童の様子を観察し、気付いたことは学校や保護者に連絡する。 </td></tr> </table> | 【いじめの早期発見】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： 休み時間を含め、日常の児童の表情や児童間の関わりを注意深く観察する。日記指導等を通して児童間の関わりに関する情報を収集する。 ・ 児童の取組： 友達の表情や言動から、いじめやいじめが懸念される事案に気付いたら、すぐに担任や保護者に相談する。学級活動で学級内のいじめやトラブルについて話し合う。 ・ 保護者の取組： 上記のいじめの防止に加え、子どもの体調管理（外部から見えないところに怪我等はないか等）を入念に行い、被害者・加害者となっていないか聞き取りを行う。また、金銭面の管理をしっかりと行わせる。 ・ 地域の取組： 学校訪問時や地域行事等の際に、児童の様子を観察し、気付いたことは学校や保護者に連絡する。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">【いじめに対する措置】</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめを発見したら、事案の詳細について正確に聞き取りを行い、記録するとともに、保護者、生徒指導主任、管理職と連携しながら解決に向けて迅速に対応する。必要に応じて関係機関への相談や、教育委員会への報告を行う。 ・ 児童の取組： いじめを学級全体の問題・自分自身の問題としてとらえ、再発しないよう互いによりよい交流を深められるよう努力する。 ・ 保護者の取組： 教育相談等を通して学校側や被害（加害）側と十分に協議するとともに、再発防止のため、心のケアや家庭内での指導を行なう。 ・ 地域の取組： 学校や家庭での指導が地域行事等の取組での子どもの様子に生かされているか確認する。 </td></tr> </table> | 【いじめに対する措置】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめを発見したら、事案の詳細について正確に聞き取りを行い、記録するとともに、保護者、生徒指導主任、管理職と連携しながら解決に向けて迅速に対応する。必要に応じて関係機関への相談や、教育委員会への報告を行う。 ・ 児童の取組： いじめを学級全体の問題・自分自身の問題としてとらえ、再発しないよう互いによりよい交流を深められるよう努力する。 ・ 保護者の取組： 教育相談等を通して学校側や被害（加害）側と十分に協議するとともに、再発防止のため、心のケアや家庭内での指導を行なう。 ・ 地域の取組： 学校や家庭での指導が地域行事等の取組での子どもの様子に生かされているか確認する。 | | |
| 【いじめの防止】 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめに繋がる恐れのある児童間のトラブルを防ぐために、日頃から入念に児童の様子を観察し、適切な声かけを行う。 ・ 児童の取組： トラブルが発生した場合は、双方の心にしこりが残らないよう、迅速かつ適切に和解できるよう指導・助言を行う。 ・ 保護者の取組： 家庭でのふれあいの中で子どもの様子を注意深く観察するとともに、日頃の学校での様子を語る機会を確保する。 ・ 地域の取組： 地域行事等を積極的に行い、児童間の交流を深めさせる。それらを通して、児童間の様子を観察し、トラブルの防止に努める。 | | | | | | | | | | |
| 【いじめの早期発見】 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： 休み時間を含め、日常の児童の表情や児童間の関わりを注意深く観察する。日記指導等を通して児童間の関わりに関する情報を収集する。 ・ 児童の取組： 友達の表情や言動から、いじめやいじめが懸念される事案に気付いたら、すぐに担任や保護者に相談する。学級活動で学級内のいじめやトラブルについて話し合う。 ・ 保護者の取組： 上記のいじめの防止に加え、子どもの体調管理（外部から見えないところに怪我等はないか等）を入念に行い、被害者・加害者となっていないか聞き取りを行う。また、金銭面の管理をしっかりと行わせる。 ・ 地域の取組： 学校訪問時や地域行事等の際に、児童の様子を観察し、気付いたことは学校や保護者に連絡する。 | | | | | | | | | | |
| 【いじめに対する措置】 | | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の取組： いじめを発見したら、事案の詳細について正確に聞き取りを行い、記録するとともに、保護者、生徒指導主任、管理職と連携しながら解決に向けて迅速に対応する。必要に応じて関係機関への相談や、教育委員会への報告を行う。 ・ 児童の取組： いじめを学級全体の問題・自分自身の問題としてとらえ、再発しないよう互いによりよい交流を深められるよう努力する。 ・ 保護者の取組： 教育相談等を通して学校側や被害（加害）側と十分に協議するとともに、再発防止のため、心のケアや家庭内での指導を行なう。 ・ 地域の取組： 学校や家庭での指導が地域行事等の取組での子どもの様子に生かされているか確認する。 | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 教職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導部会・教育相談 ・ 職業研修（校内、校外） |
| 児童 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会 ・ 児童集会（いなほの集い） |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PTA朝の立派指導 ・ 授業参観・PTA総会 ・ 学級PTA |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども親の相談員 ・ 生徒指導推進協力員 ・ いじめ問題対策支援室相談員 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ネットバトル ・ スクールカウンセラー ・ いじめ相談・通報窓口 |
| 資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策必携 ・ 家庭用いじめ対策リーフレット（県） ・ ネットいじめ対策リーフレット（県P連） ・ いじめ問題対応の手引き ・ いじめ対策リーフレット（市） ・ ストップ！いじめカード |
| | 他 |

| 月 | 月目標 | 取組・評価 | 実態調査 | 道徳・特別活動・各教科 | 集会活動等 | 情報モラル関連 | 教育相談 | 職員研修 |
|----|-----------------------|---------------------------|------------------------|---------------------------------|----------|----------------|-------|---|
| 4 | 学級のきまりや目標を明確に示す | 年間活動計画の確認 PTA総会 | 学校いじめアンケート | 「いじめを考える週間の実施」 | 一年生を迎える会 | 各教科における指導計画の確認 | 家庭訪問 | 学校基本方針の確認心の教育推進委員会 |
| 5 | いじめ防止の基本的な考え方を理解する | | 学校楽しいーと | | 児童総会 | | | 生徒指導主任研修会心の教育推進委員会 |
| 6 | 児童の状況を把握し適切な対応をする | | いじめアンケート | | | | | 生徒指導研究協議会 校外生徒指導連絡会 生徒指導担当者研修会 心の教育推進委員会 |
| 7 | 夏休みの過ごし方について指導する | 夏休み前指導 学校評価 | いじめアンケート | | | | 学級PTA | 1学期取組振り返り 心の教育推進委員会 |
| 8 | 2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する | 県人権月間取組 | | | | | 教育相談 | 心の教育推進委員会 |
| 9 | 学校行事の成功に向けて、学級の和を高める | | 県携帯ネット利用調査 いじめアンケート | 「いじめを考える週間の実施」 道徳授業参観 2・4・6年 | | | | 心の教育推進委員会 |
| 10 | 学級の人間関係を把握し適切な対応を行う | | いじめアンケート | | | | | 心の教育推進委員会 |
| 11 | 児童の状況を把握し適切な対応をする | | いじめアンケート (学校楽しいーと) | | 人権標語の募集 | 学級PTA | 教育相談 | 生徒指導研究協議会 校外生徒指導連絡会 心の教育推進委員会 |
| 12 | 相手の立場になって考える心を育む | 県人権週間取組 冬休み前指導 学校評価 | いじめアンケート | | いなほの集い | | | 2学期取組振り返り 心の教育推進委員会 |
| 1 | 3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する | | いじめアンケート | 道徳授業参観 1・3・5年 | | | | 心の教育推進委員会 |
| 2 | 進級や進学に向けて人間関係を把握する | PTA理事会での年間振り返り | いじめアンケート | | | 学級PTA | 教育相談 | 心の教育推進委員会 |
| 3 | 来年度に向けて体制の見直しを図る | 学校評価・年間反省 卒業前指導・春休み前指導 | いじめアンケート (学校楽しいーと) | | | | | 年間取組評価 |